

---

# 甲佐町道路整備計画

---



甲 佐 町  
令和4年12月改定

# 甲佐町道路整備計画

## 1 計画の目的

本計画は、今後整備すべき道路の位置づけを明確にするため、基本方針や評価基準を定め、その評価基準により整備予定路線の評価を実施し、優先順位を定めた道路整備5カ年計画を策定することで、道路整備の透明性を確保するとともに、効率化を図ることを目的とします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、甲佐町総合計画において位置付けるとともに、本町の道路整備の総合的な計画として基本的な指針となるものです。

## 3 現況と課題

本町は、熊本県のほぼ中央に位置し、政令指定都市の熊本市まで22kmで、九州自動車道御船ICまで11km、松橋ICまで13kmと地理的条件に恵まれた地域です。

町の道路網は、国道443号が南北に縦断し、国道445号、国道218号を結び、県道がこれを補い、町道がそれを結ぶ形で形成されています。また、農道・林道等については、集落と農地・森林を結ぶ形で形成されています。

今後は、国・県道等の幹線道路を結ぶ町道の計画的な道路網の整備が必要となり、歩行者や自転車が多い通学路についても早急な歩道等の整備が必要となります。

また、農道・林道等についても農林業の重要な生産基盤としての整備が必要となります。

《整備が必要となる道路の現況写真》※写真は代表例です。

- ◆ 幹線町道として整備が必要な骨格道路  
(上揚井戸江線)



- ◆ 幅員の拡幅が必要な生活道路  
(古閑八丁線)



## 4 基本方針

国道、県道及び町道については、幹線道路から生活道路まで広域的な関連性を前提として町民の日常生活に必要な安全性・利便性を確立すべく道路整備を推進します。農道・林道等については、農林業の生産性向上を図るため整備を推進します。

また、道路整備事業の透明性を図るために、事業の採択基準として、道路整備事業評価表を用い点数化しランク分けを行い、道路整備計画策定委員会の審議を経て、道路整備5カ年計画へ登載し、計画的な道路整備を実施するものとします。

### (1) 骨格道路網の整備促進

- ・本町の道路網の軸となる、国道、県道等について、その関係機関に要望するとともに、事業の促進を図ります。
- ・広域的な道路網を形成するうえで不可欠な幹線町道の計画的な整備を図ります。
- ・今後の土地開発等を考慮し、将来を見据えた計画的な道路の整備を図ります。

### (2) 生活道路の整備促進

- ・緊急自動車等の通行が出来ないなど、幅員が狭い道路で緊急性を有する事業や事業効果が大きい事業から計画的に整備を進めています。
- ・集落内の生活道路については、生活道路整備事業要望規程により、事業の透明化を図ります。

### (3) 歩行者等の安全対策

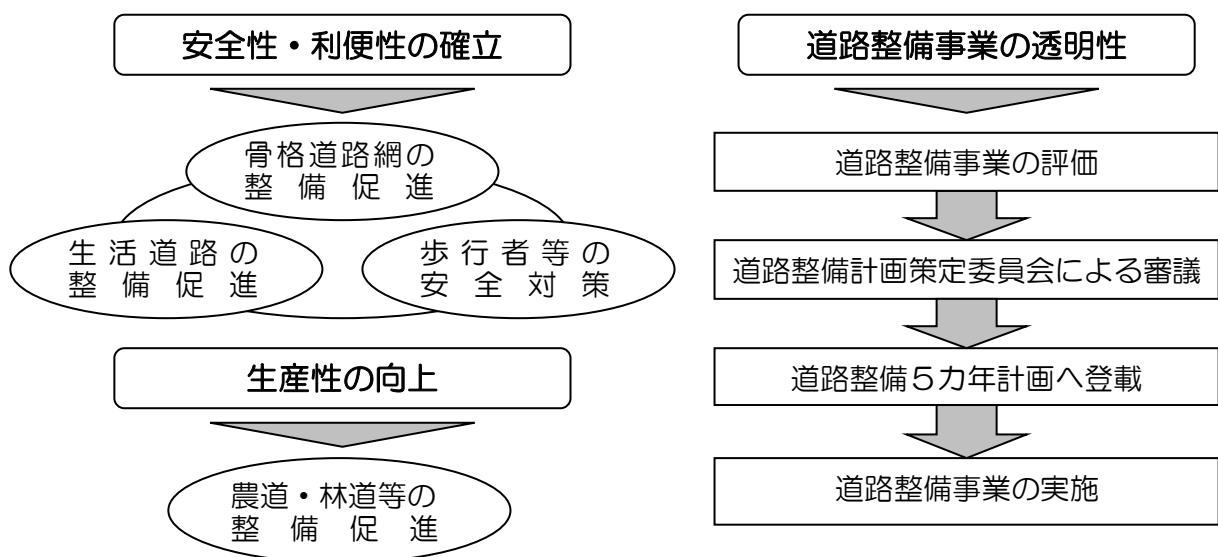
- ・通学道路など、歩行者、自転車が多い道路について、歩道等の整備を図ります。

### (4) 農道・林道等の整備促進

- ・農林業の生産基盤である農道・林道等について、関係者（団体）等と協議するとともに、計画的な整備を図ります。

### (5) 道路整備事業の透明化

- ・関係行政職員で構成する、道路整備計画策定委員会を設置し、道路整備に関する審議等を行います。
- ・道路整備事業の透明性を図るために、事業の採択基準として道路整備事業評価表を用い路線ごとに点数化します。



## 5 評価基準の設定

整備計画道路の評価基準として、下表の各項目により点数化し整備の重要度を評価し、道路整備計画策定委員会の審議を経て優先順位を決定します。

### 【町道】

評 価 項 目	位置付け	分類	骨格道路（2車線両側歩道）
			骨格道路（2車線片側歩道）
			生活道路（1.5車線 幅員6.0m）
			生活道路（1.0車線 幅員4.0m）
	機能	国道・県道を結ぶ道路	
		国道・県道と集落を結ぶ道路	
		公共施設への直接のアクセス道路	
		バス路線である	
		指定通学路である	
	現状	改良道路	1,500台/日以上
			500台/日以上
			全幅4.0m未満の道路である（緊急車両の進入及び離合が容易でない）
			見通しの悪いカーブがあり視距が確保されない
			待避所が必要である
			道路側溝の改善が必要である
			歩道整備が必要である
			整備路線に並行する同規格の道路が500m以上離れている
			災害を防除する必要がある（崩土等の発生履歴、危険箇所、災害時に孤立）
			過去に事故が発生している
	新規道路		他市町との連携した計画である
			他の事業計画と同時施行道路である
	投資効果	費用対効果	2.1以上
			1.8～2.1未満
			1.5～1.8未満
			1.2～1.5未満
			1.2未満
		整備効果	開発計画地へのアクセス道路
			開発を誘導する目的の道路（土地利用が高まる）
			町村間を結ぶ道路
			バイパス機能を果たす道路
			歩道分離ができ歩行者の安全が図られる
	事業執行	用地確保・協力体制	危険箇所の減少
			整備後の維持管理費用の減少が見込まれる
			その他（ ）
			地域から要望書が提出されており、一括調印が可能である（戸別の交渉不要）
	財源	国・県補助対象事業	地域から要望書が提出されているが、条件を処理する必要がある（戸別の交渉が必要）
			地域住民に対して事業の理解が得られている（総会資料等の添付）
			地権者等の同意承諾書が提出されている
			補助事業で対応でき、補助裏は過疎債が可能である
			補助事業で対応できないが、過疎債は可能である
			補助事業で対応できるが、過疎債はできない

整備の優先順位

**【農道】**

評 価 項 目	現状	位置付け	農業振興区域内の農用地区域沿い率が50%以上ある
			受益地（受益面積）は人農地プランで担い手等が位置付けされている
		安全性	全幅2.5m未満の道路である（農耕車両の離合が容易でない）
			他人の土地（農地）を通行し、耕作しなければならない
			過去に災害及び事故が発生している（崩土等の発生履歴、危険箇所）
		受益面積	受益面積が15ha以上ある
			受益面積が5ha以上15ha未満である
		施工延長	施工延長が200m以上ある
			施工延長が100m以上200m未満である
		受益戸数	受益戸数が10戸以上ある
			受益戸数が2戸以上10戸未満である
			その他（ ）
評 価 項 目	投資効果	整備効果	労働生産性の向上、経費削減が図られる
			受益地（受益面積）の農地が50%以上が大型農業機械を利用できる
			農地集積の具体的な計画がある（人・農地プラン）
			国、県及び町が推進する戦略作物の具体的な作付け計画が30%以上ある（営農計画書）
			農産物のブランド化に向けた取組みについての具体的な計画がある
			一定要件農道に該当する（起点・終点が一定要件農道以上の道路と接していること）
			危険箇所が減少し、農作業の安全が図られる
			集落道路（迂回路）として利用できる
			その他（ ）
	事業執行	用地確保・協力体制	全体の見通しが立っており、一括調印が得られる（戸別の交渉不要）
			地権者等の同意承諾書が提出されている
財源	国・県補助対象事業		補助事業で対応でき、補助裏は過疎債が可能である
			補助事業で対応できるが、過疎債は起債できない

整備の優先順位

### 【林道・作業道】

条件	開設道路	林道規定に規定する自動車道
		林道規定によらない道（作業道：車道幅員が2.0m以上4.0m未満）
		起点、終点が林道規定に規定する林道又は同程度の構造を有する他の道路
		利用区域面積50ha以上であり、かつ全体計画が1.0km以上（林道）
		利用区域面積30ha以上50ha未満であり、かつ全体計画が0.8km以上（林道）
		利用区域面積10ha以上であり、かつ全体計画が0.8km以上（作業道）
		利用区域面積のうち延べ面積で10%以上が10年以内に間伐等の森林施業が確実に行われる
評価項目	投資効果	労働生産性の向上、伐出経費の軽減
		高性能林業機械の効率的な利用が可能になる
		利用間伐等による林業収入の確保
		枝打ちや間伐等の経営方針や施業計画に応じた森林施業が行われる
		作業現場へのアクセスや急傾斜地における作業環境が改善され、労働災害時の緊急搬送等が可能になる
		労働災害の減少と重労働の軽減等、安全性や快適性の向上が図られる
		森林の持つ様々な公益的機能が高度に発揮される（水源涵養等）
		その他（ ）
事業執行	用地確保・協力体制	全体の見通しが立っており、一括調印が得られる（林業者、森林組合等関係団体との合意形成ができる）
		全体の見通しが立っているが、条件を処理する必要がある（関係団体との調整）
		地権者等の同意承諾書が提出されている
財源	国・県補助対象事業	補助事業で対応でき、補助裏は過疎債が可能である
		補助事業で対応できるが、過疎債は起債できない



## 整備の優先順位

## 6 道路整備5カ年計画

具体的な整備計画については、整備路線の評価を行い、道路整備5カ年計画を作成しました。なお、道路整備5カ年計画については、地域の要望や実情等に応じ、適宜見直しを行います。

### 【町道】

#### 道路整備計画5カ年計画一覧

##### 【町道】

	ランク	路線名	事業地 (起点～終点)	概要 (設計概要)	計画 登載年度	備考
骨格道路	A	大町塔ノ木線	中早川橋～町道船津上早川線	L=600m W=9.5m	H26	
	B	上揚井戸江線	県道三本松甲佐線井戸江入口～井戸江集落～小鹿集落	L=1,150m W=8.0m	H26	
		(仮称)乙女橋御船線	松ヶ崎妙見谷線～御船町	L=600m W=8.0m	H26	
		中早川北早川線	白旗グラウンド～国道443号	L=470m W=7.0m	R2	
生活道路	C	西塞野打越線	西塞野字千才丸～東塞野字尾北	L=1,210m W=8.5m	H26	
		仁田子古川線	大町公民館付近～国道443号	L=330m W=7.0m	H26	
		早川下糸田線	下糸田集落～県道宇土甲佐線	L=404m W=5.0m	H29	
		下豊内上揚線	上揚集落～県道三本松甲佐線	L=370m W=5.0m	R1	
		古閑八丁線	古閑集落～県道嘉島甲佐線	L=670m W=5.0m	R1	古閑山出線 八丁吉田線 含む
		向坂線	県道今吉野甲佐線～総合運動公園～美里町	L=500m W=6.0m	R4	
		グリーンセンター線	町道田口豊田線～町営住宅乙女団地～町道田原線	L=410m W=6.0m	R4	
	D	大峯線	大峯集落～県道稻生野甲佐線	L=100m W=5.0m	R1	

##### 町道のランク設定

A：骨格道路で計画期間中早期に事業着手が見込めるもの

B：骨格道路で計画期間中に事業着手が見込めるもの

C：生活道路で計画期間中早期に事業着手が見込めるもの

D：生活道路で計画期間中に事業着手が見込めるもの

※同ランク内の優先順位については、特に定めないものとします。

【注意】 事業着手予定については、財政状況及び事業進捗状況により変更があります。

## 【沿革】

- H21年12月 甲佐町道路整備計画策定  
道路整備計画5力年計画（H22～H26）策定
- H22年12月 道路整備計画5力年計画見直し（2路線新規登載）
- H24年12月 道路整備計画5力年計画見直し（1路線新規登載・1路線事業完了により削除）
- H26年12月 甲佐町道路整備計画改定（評価基準（評価表）見直し）  
道路整備計画5力年計画（H27～H31）策定
- H29年12月 道路整備計画5力年計画見直し（2路線新規登載）
- R2年3月 甲佐町道路整備計画改定  
道路整備計画5力年計画（R2～R6）策定
- R2年12月 道路整備計画5力年計画見直し（1路線新規登載）
- R4年12月 道路整備計画5力年計画見直し（2路線新規登載・1路線事業完了により削除）